

掲示期間 4.1－4.10

新潟市民病院財務規程の規定による帳票規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

新潟市民病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第9号

新潟市民病院財務規程の規定による帳票規程の一部を改正する規程

新潟市民病院財務規程の規定による帳票規程（平成20年新潟市民病院管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

別記様式第27号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にある改正前の別記様式第27号による用紙については、当分の間、これを使用することができる。